

新年 あけまして おめでとうございます

謹んで新年のお慶びを申し上げます。
旧年中は大変お世話になり、
ありがとうございました。

本年も、社員一同、
皆様のお力になれるよう頑張ってお参ります。
ご愛顧の程よろしくお願いたします。



いよいよ、2020年がスタートしました。今年はオリンピックイヤー。まだまだ先だと思っていたのにあと半年ですね。個人的には大変楽しみにしています。さて、今年は60干支でいうと、「庚子(かのえ・ね)」となります。干支は10種類の十干(じっかん)と、12種類の十二支の組み合わせで60種類が存在し、60年で一巡しています。

この「庚子」が表す意味は、新たな芽吹きと繁栄の始まりであり、つまりは、新しいことを始めると上手くいく、大吉であることを指し示しているそうです。この新しい1年の始まりにおいて、仕事でも趣味でもなんでもいので新しいことにチャレンジする1年にしていきましょう。

CONTENTS

1月からの給与の源泉徴収は必ず最新の源泉徴収税額表で確認！・・・P.1
所得漏れ・所得隠し
・脱税の違い・・・・・・・・・・・・・・ P.3
毎年110万円以内の贈与でも、贈与税が発生してしまう場合とは？・・・P.3
「中古一戸建て購入でトラブルになりやすい」境界チェックについて・・・・・・P.4
ハローワークの求人サービスが充実しました・・・P.5
1月度の税務スケジュール・・・・・・ P.5
今月の名言録・・・・・・・・・・・・・・ P.6
無料相談会実施中・・・・・・・・・・・・ P.6



1月からの給与の源泉徴収は必ず最新の源泉徴収税額表で確認！

平成30年度税制改正や令和元年度税制改正により、令和2年分の給与に係る源泉徴収税額表その他が変わります。

◆ 扶養親族等の数

給与を支給する際は、所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。)の額を計算・徴収し、納付します。これを“源泉徴収”といいます。

『給与所得の源泉徴収税額表(月額表及び日額表)』(以下、源泉徴収税額表)を用いて、源泉徴収する所得税の額(以下、源泉徴収税額)を求める場合、扶養控除等申告書(以下、マル扶)の提出者であれば、甲欄を使用します。

甲欄は、[その月の社会保険料等控除後の給与等の金額]をもとに、「扶養親族等の数」に応じて源泉徴収税額を求めます。

この「扶養親族等の数」が、令和2年1月の給与支給分から右のとおりとなりました。

【扶養親族等の数】

扶養親族等の数は、次の①から④の合計です。

① 源泉控除対象配偶者*に該当・・・1人加算

*マル扶に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除く

② 控除対象扶養親族に該当・・・1人加算

③ 所得者本人が次に該当すること・・・1人加算

- ・障害者(特別障害者を含む)
- ・寡夫又は寡婦(特別の寡婦を含む)
- ・勤労学生

④ 所得者本人の同一生計配偶者又は扶養親族のうち、次に該当すること・・・1人加算

- ・障害者(特別障害者を含む)
- ・同居特別障害者

【給与所得の源泉徴収税額表（月額表）一部抜粋】

給与所得の源泉徴収税額表（令和2年分）

（一）月額表（平成24年3月31日財務省告示第115号別表第一（平成31年3月29日財務省告示第97号改正））（～166,999円）

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数							乙 税額	
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人		
以上	未満	税額							税額	
88,000	89,000	130	0	0	0	0	0	0	0	円 3,200
89,000	90,000	180	0	0	0	0	0	0	0	円 3,200
90,000	91,000	230	0	0	0	0	0	0	0	円 3,200
91,000	92,000	290	0	0	0	0	0	0	0	円 3,200
92,000	93,000	340	0	0	0	0	0	0	0	円 3,300

例.

- ・月額表「甲」欄適用
- ・その月の社会保険料等控除後の給与等の金額：90,000円
- ・扶養親族等の数：0人

国税庁「令和2年分 給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」一部抜粋・一部編集
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/genser/zeigakuhyo2019/data/01-07.pdf>

◆対象者の見直し

「扶養親族等の数」を求める際の全頁の①～④の対象者について、令和2年分から一部見直しがされています。具体的には、対象者の所得金額要件の見直しと、源泉控除対象配偶者から除外される者の付加です。

1. 所得金額要件の見直し

基礎控除額の改正の影響で、対象者の所得金額要件が見直されています。「扶養親族等の数」は、提出を受けたマル扶から対象者を判断することとなるため、数を求める上で影響がある部分を、マル扶の記載区分ごとに右表のとおりまとめました。

2. 源泉控除対象配偶者から除外される者

令和元年度税制改正により、夫婦間で重複して、源泉徴収時に源泉控除対象配偶者の適用ができない改正がなされました。それが全頁の【扶養親族等の数】の※に記した『マル扶に記載がされていないものとされる源泉控除対象配偶者を除く』です。

財務省の「令和元年度 税制改正の解説」の内容を元に例えると、Aのマル扶に源泉控除対象配偶者としてBを記載していた場合で、Bのマル扶等に源泉控除対象配偶者としてAを記載して適用を受けるときは、AはBの記載がされていないものとして、「扶養親族等の数」を計算することとなります。

◆源泉徴収税額の見直し

令和2年分の源泉徴収税額表の源泉徴収税額は、次の平成30年度税制改正の影響により見直されています。これは源泉徴収税額を自動計算する、いわゆる“電算機計算の特例”も同様です。

令和2年1月以降の給与支払をする際には、必ず令和2年分の源泉徴収税額表あるいはそれに見合った“電算機計算の特例”等を用いて、適正な源泉徴収を行いましょ。



【マル扶記載区分別所得金額要件】

記載区分	所得金額の要件 ^{※1}	
	令和2年分	令和元年分
A 源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
B 控除対象扶養親族	48万円以下	38万円以下
障害者、寡婦、 C 寡夫又は勤労学生		
扶養親族 同一生計配偶者 生計を一にする子 ^{※2} 勤労学生	75万円以下	65万円以下

（※1）生計を一にする子だけが総所得金額等、その他は全て合計所得金額。
 （※2）生計を一にする子は、寡婦控除（寡夫控除）の要件の一つ。

・給与所得控除額の見直し

- …一律10万円引き下げ
- …上限額195万円（収入金額850万円）へ引き下げ

・基礎控除額の改正

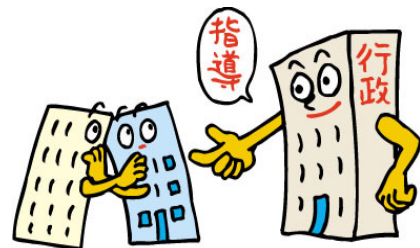
- …一律38万円→最高48万円へ

・所得金額調整控除の創設

- …給与年収850万円超で一定の要件に該当する場合は、一定額を給与所得金額から控除

所得漏れ・所得隠し・脱税の違い

昨年、有名お笑い芸人による税金の無申告問題が世間を騒がせました。一連の報道で“所得隠し”や“脱税”という言葉を見かける機会が増えましたが、それぞれの言葉が意味するところ、法令上の解釈にはどのような違いがあるのかご存じでしょうか？



世間的には、“所得漏れ”、“所得隠し”、“脱税”という3つの区分で議論されることが多いと思いますが、この区分は法令上は正確なものではありません。そもそも“所得隠し”という言葉は条文の規定にはありません。いわゆる“マスコミ用語”と呼ばれるものになります。

それぞれの言葉が意味するところを区分するのであれば、

「①過少申告加算税の対象(=所得漏れ)」、「②重加算税の対象(=所得隠し)」という課税処分の区分と、「③告発の対象(=脱税)」という刑罰を求める区分に分けられます。

つまり、課税を目的にしたもの(①②)と、罰則の適用を目的にしたもの(③)です。

それでは、それぞれの線引きには、どのような基準があるのでしょうか。①と②の場合、悪質性や故意性等が考えられるようです。例えば、①に関する規定では「…修正申告書の提出又は更正があつたとき…」(通法65①)とされ、その“故意性”を明確に示しているわけではありません。ただ、②に関する規定では「…課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽…又は仮装したところに基づき…」(通法68①)とあるように、隠蔽や仮装という“故意性”にまで触れています。これが両者の大きな違いとなります。

②と③の場合、対象事案の規模などが、境界線としてあるようです。具体的な基準は不明ですが、査察の目的は調査をして各税法の罰則規定を根拠に告発することであるため、「④悪質性」、「⑬脱税の規模」「⑯刑事立証のための証拠、収集の程度」等を総合的に勘案し、告発するか否かを検察庁と協議しているとのこと。これまでの告発事案についてもこうした要件に基づき判断がされているようです。

(税務通信より抜粋)

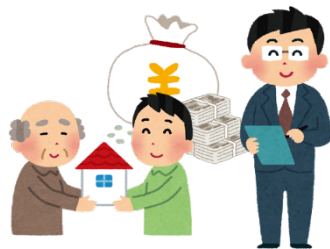
毎年110万円以内の贈与でも、贈与税が発生してしまう場合とは？

◆ 贈与契約の概要と贈与財産の取得時期

民法において、贈与は、「当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」と定められています。

このため、贈与は、贈与者からの「贈与する」という意思表示だけでなく、受贈者の「贈与を受けます」という意思表示を必要とし、その双方の合意があってはじめて成立するものとされています。

また、税務上、贈与による財産取得の時期は、書面による贈与についてはその契約の効力の発生した時と定められています。



◆ 贈与税の非課税額

贈与税については、1歴年(1月1日から12月31日まで)について、合計110万円の非課税額が設けられています。このため、1年間にもらった財産(現金など)の合計額が110万円以下であれば、原則的にはその贈与に対する贈与税は課税されないこととなります。

◆ 毎年110万円以内の贈与でも、贈与税が発生してしまう場合

税法上、契約によってある一定の期間において定期的に金銭その他の給付を受けることを目的とする権利(債権)が発生した場合には、その契約をした年に、「定期金給付契約に基づく定期金に関する権利」の贈与を受けたものとして、贈与税が課税されることと定められています。

このため、「今後毎年110万円を、20年間にわたって贈与する」というような贈与契約書を取り交わしたときは、その契約書を交わした年において、その契約によって給付を受ける金額の総額(定期金給付契約に基づく定期金に関する権利の価額)を税法上の所定の方法を用いて計算し直した金額に対して、贈与税が課税されることとなります。

上記のような贈与税の課税がされないようにするためには、毎年贈与を行おうとするたび、贈与者と受贈者の間で贈与の意思確認を行った上で、その双方合意による贈与契約の成立を証する贈与契約書を作成し、その契約内容に基づいて現金贈与を行う必要があるので注意して注意してください。

「中古一戸建て購入でトラブルになりやすい」境界チェックについて

◆意外に多い敷地トラブルに注意しよう

中古一戸建ての購入で、意外に問題になりやすいのが、隣地の敷地との境界がはっきりしないケースです。そのままにしておくと、隣家との間で屋根の先が境界を越えている、越えていないといったトラブルに発展することもあるので注意が必要です。

敷地の境界は、本来、土地測量の際に確定します。その際、土地の四隅などに打ち込まれる四角い杭を「境界標」といいます。この境界標の位置が図面と一致していれば問題ありませんが、違う場所にあったり、境界標そのものがなかったりします。測量技術が今ほど発達していなかった時代に取り引された土地となると、アバウトな計測状況のまま取り引されていることも十分考えられます。

◆土地の面積も明確になっているか確認すること

そこで確認しておきたいのが、「地積測量図」です。これは土地の形状や面積を測量した結果を記した資料で、最寄の法務局で閲覧することができます。しかし、なかには登記されず、地積測量図がない土地もあるので、購入時に注意が必要になります。また、契約書には登記簿上の「公簿面積」ではなく、測量による「実測面積」を記載するのが通例です。とくに「公簿売買」と記載されている場合、実測値とズレがあると損得にかかわってきますので気をつけましょう。

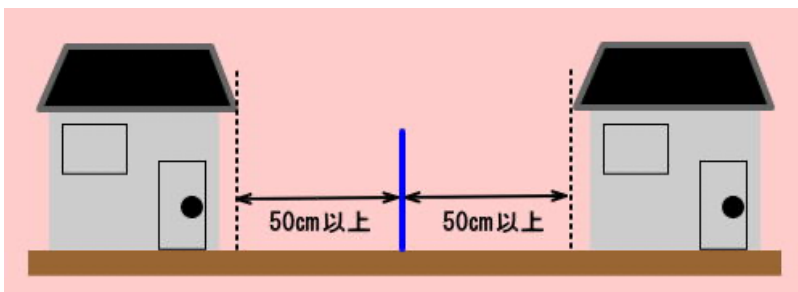
敷地境界の確定は、売主が売買取引を円滑に進めるために済ませている場合もありますが、事前に仲介をする不動産会社に問い合わせしてみましょう。

◆民法による規制(相隣関係)

民法では隣地との境界線について規制があります。これを相隣関係といい、隣り合わせの土地の所有者同士の関係をいいます。

▼【建物の建築と境界線】

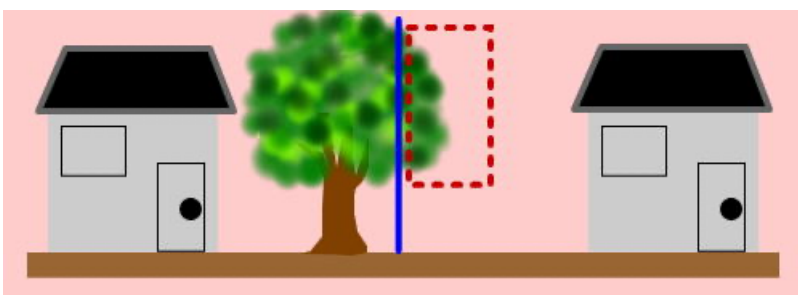
建物を建てるには、境界線から50cm以上離さなければならない。



▼【木の枝の越境】

隣地の竹木の枝が、境界線を越えて出ているときは、竹木の所有者に境界線を越える部分を切り取るよう請求することができる。

※竹木の所有者の承諾なしに勝手に切り取ることはできない



▼「公簿取引」と「実測取引」の違い

公簿売買の注意点	実測売買の注意点
<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿上の面積を基準にして、売主が希望する金額で売買する方法。後日登記簿上の面積と実測値に違いが発覚しても、価格調整は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・売主の希望する坪単価、㎡単価を設定し、それを基準に売買する方法。後日、土地を測量して、その面積に応じて土地の売買代金を決定する。
<ul style="list-style-type: none"> ・「売買対象面積」などの条項名で、「本物件の売買対象面積は、表記の面積とし測量した面積との間に差異が生じたとしても、売買代金の増減の請求は行わないものとする」と記されている場合も価格調整は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・売主としては手間もコストもかかるため、嫌がられることが多い。地積測量図などがあり正確な土地面積がわかるのであれば、公簿売買でも問題はない。

ハローワークの求人サービスが充実しました

ハローワークでは、2020年1月6日から求人に関わるサービスが充実されていますので紹介します。

1. 「求人者マイページ」の新設

求職者が求人情報を検索したり、企業がハローワークの提供するサービス内容を確認したりするためのホームページ「ハローワークインターネットサービス」が提供されています。2020年从这个ホームページ上に企業ごとの「求人者マイページ」を開設することができるようになり、会社等のパソコンから次のサービスを利用することができます。

- ・求人申込み
- ・申し込んだ求人内容の変更、求人の募集停止、事業所情報の変更など
- ・事業所の外観、職場風景、取扱商品等の画像情報の登録・公開
- ・ハローワークから紹介された求職者(応募者)の紹介状の確認、選考結果の登録(ハローワークへの連絡)
- ・メッセージ機能(ハローワークから紹介された求職者(応募者)とのやりとり)
- ・求職情報検索

この求人者マイページから求人内容の変更などができるのは、2020年1月以降に受理した求人に限られています。また、求人者マイページを開設するためにはハローワークの窓口での手続きが必要で、ログインアカウントとして使用するメールアドレスを用意する必要があります。

2. 求人情報の提供内容の変更

来年から、求人票の様式が変わり、掲載できる内容が見直されることにより、求人票に掲載する情報量が増え、求職者に対してより詳細な求人情報を提供できるようになります。例えば、「就業場所における屋内の受動喫煙対策」、「時間外労働-36協定における特別条項の有無、特別な事情・期間等」、「昇給制度の有無」等について、すべての企業・求人について登録が必要になり、求人票に記載されることとなります。

なお、2019年12月末までにハローワークで求人申込みを行った場合、登録されている情報は、新しい求人票に掲載されることになっていますが、新設される情報欄は空欄となります。そのため、1月6日以降に、それまでに申し込んだ求人の更新や条件変更を行う場合や新設する情報欄の追加登録を希望する場合は、追加登録の手続きを行う必要があります。これまで一部に限定されて公開されていた求人情報について、ハローワーク内のパソコンと同じ情報が公開されるようになり、求職者がハローワークに出向かなくても、詳細な求人情報を確認できるようになります。求職者に充実した情報を提供し、優秀な人材が採用できるようにするため、この機会に求人票の内容を精査してみましょう。

2020年1月度の税務スケジュール

内容	期限
前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納 期 限 1月10日(金)
前年下期分源泉所得税の納付(納期特例)	納 期 限 1月20日(月)
前年11月決算法人の確定申告 〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉	申告期限 } 納 期 限 } 1月31日(金)
2、5、8、11月決算法人の3月毎の期間短縮に係る確定申告〈消費・地方消費税〉	
法人・個人事業者の1月毎の期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)	
5月決算法人の中間申告(半期分) 〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉	
消費税の年税額が400万円超の2月・5月・8月決算法人の3月ごとの中間申告	
消費税の年税額が4,800万円超の10・11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月毎の中間申告〈消費税・地方消費税〉(9月決算法人は2ヶ月分)	
固定資産税の償却資産に関する申告	
支払調書の提出・給与支払報告書の提出	
個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)	

今月の名言録

感動する心の乏しい人の人生は砂漠のようだ。
感動が人間の行間を広くし、人生の振幅を大きくする。
「おおっ」の多い人生を生きよう。



人の命が生まれるとき、人は涙とともに喜びます。人の命が終わるときにも、人は涙とともに悲しみます。

人は感動とともにこの世に生まれ、感動とともにこの世を去っていくのです。

人が生きていくプロセスもまた感動に彩られています。

喜怒哀楽なくして過ごせる時間など、人生のなかにいつときたりともありません。

感動する心の乏しい人の人生は砂漠のようでしょう。感動をとまなわれない仕事は不毛であり、感動の込められていない商品は売れず、感動の不足した経営は社会に受け入れられません。

ですから、いつも本物に触れ、人と人の中にあつて感受性を磨きながら、私たちは感動を忘れたくないものです。

何かを見たり聞いたりして、自分のなかで本能が動き、揺さぶられる。「おおっ」と思う。その「おおっ」を一日のうち、一生の間に、どれだけたくさん感じられるか。それが人生を実り多いものにするか、そうでないかの分かれ目となります。生きることは感動すること。感動多き人生が人間の行間を広くし、その振幅を大きくするのです。

(「賢い人ほど失敗する」 高原慶一朗著 PHP研究所)

無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きます様よろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

事務所のご案内

【名古屋オフィス】 〒460-0022
愛知県名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階
TEL:052-331-0135・0145 FAX:052-331-0167
<http://www.asaoka-kaikei.com>

【四日市オフィス】 〒510-0105
三重県四日市市楠町南川8-1
TEL:059-397-8650 FAX:059-397-8651



本誌の内容に関するご質問やその他ご相談は、下記までお気軽にお問い合わせください。

税理士・行政書士 浅岡 和彦
不動産鑑定士 佐々木 勝己
社会保険労務士 松永 裕美

